六歳未満にも援護法適用へ

戦没・戦傷病者に

県内対象者は約三千人

「幼児で戦闘能力はない」として援護法（戦傷病者戦没者遺族等援護法）の適用から除外されていた「六歳未満」の戦没者、戦傷病者に対し、国は十七日、同法の適用を認め、県に連絡があった。これを受けて県では「県との協力関係」「傷病程度」などを基準にふるい分け、事務的な対応を行うことにしているが、同法の新たな適用者は、戦没者約三千人、戦傷病者約二百人と推定、申請後、支給が決定されれば五年そ及して年金が支払われることになっている。

五年そ及で支払い

六歳未満の者についての援護法適用に、国は「六歳未満では個人の意思は働かず戦闘能力もない。政府との雇用関係もなかった」と除外してきた。しかし、県では四十八年以降、援護法に準ずる処遇を」と要請、四十九年十二月には、戦災傷病者などが中心になって「沖縄県戦災傷病者（六歳未満）の会」も結成された。また、国会でも取り上げられ、今年三月に野呂厚相は「沖縄は戦場になったところであり援護法を適用すべきだ」と述べ、適用の方向での検討を明らかにしていた。

この日の厚生省の決定で、「沖縄戦で避難命によって戦闘に参加した六歳児未満の戦没者、戦傷病者」に対しても、援護法が適用されることになるが、対象者は推定で約三千人に上るもよう。

国は三十八年二月、当時の琉球政府を通じて六歳未満の戦没者に、特別見舞金（二万円）を支給しているが、その時に五千八百四十六人が受給している。その後、十八年を経ており遺族も死亡している者も多く約三千人が「遺族年金」の対象となるもよう。その他、戦傷病者が二百十人いる。

しかし、これらが全員、援護法の適用を受けるのではなく、今後、「戦闘参加者かどうか」「傷病の程度」などを基準に、適用者を決めていく。特に戦闘参加者の認定については、事実関係を明らかにするには、戦後三十六年を経て困難な面も残している。

県では厚生省からの事務通達がありしだい、各市町村に事務説明、申請作業を受けることにしている。

同法が適用されると、戦没者の遺族には百二十三万円（年間）の遺族年金、戦傷病者には十一のランクの傷病程度に応じて五十八万円（ク）から三百六十四万円（ク）の年金が、それぞれ五年そ及して支払われることになっている。

今回の国の決定について、傷病者の会の新川トミ子会長は「三十六年の苦悩を訴え続けてきたが、これを理解、人間として認めてくれた国に感謝するとともに、多くの方の協力に感謝したい」と述べながらも、「しかし戦争は国が引き起こしたもので補償は当然と考える。私たちのようなみじめな思いを世界のどの国の人にももう味わってほしくない」と話していた。

1981年（昭和56年）8月18日琉球新報

2-1
8.23.P

やっと決まった援護法

6歳以下の戦没・戦傷病者

受給までに不安残る

30年の歳月が証言者奪う



援護法の適用決定後、県からの説明を受ける戦災者の会＝8月18日、生活福祉部長室

県の生活福祉部援護課には、援護法の適用が決まった翌日、六歳以下の戦没、戦傷病者にも百件近い問い合わせがあったという。三十六年を経ていまだに自分らの“戦後”に区切りをつけることのできない人たちが多いことを改めて知らされた。

もともと六歳以下の適用除外を強調、その訴えが今回認められ適用していくことになった。

今回の決定に大きな動きとなったのが「沖縄戦災傷害者（六歳以下）の会」だ。会長の新川トミ子さん（当）＝西原町幸地＝は、三十三回忌を終えるのを待って会を結成した。当時三歳の新川さんは頭部に三発、左太モモに一発の弾を受けている。その際、右目の眼球がえぐり取られ、今は義眼で生活を送っている。

新川さんには当時の記憶はないが、物心ついてから母親が泣きながら被災のもようを語ってくれたという。

会員のほとんどが悲惨な体験を戦後ずっと忘れられずに生きてきた。会の会計をしている諸見里栄子さんは首里の壕を重に提供、知念方面へ移動中に父、母、妹の一家を失った。「目の前で父親が死んだが、腹巻きの中にしまいこんであった金もみんなとられてしまった。一人で戦場を逃げ回り、気がついた時にはひとぼっちの孤児となっていた」（諸見里さん）という。

会員の屋嘉比定子さん（当）は母親と兄弟六人を失い、今、左手は義手の不自由な体だ。副会長の照屋晴美さん（当）さは、疎開船に妹とともに乗り込もうとしたが、引率がいないため妹だけ乗り込み、祖父母とともに南部の戦場を逃げ回る結果となった。

こうした体験を持つ人たちが、物心ついてから国を動かし今回の適用決定となった。約三千人が対象と推定される戦没者には百二十三万四千円（年間）の遺族年金、約二百人と見込まれる戦傷病者には傷病程度に応じ年間五十八万円から三百六十四万円までの年金が支払われる。

だが、その受給までの段階は決して容易でなく、同会も不安を持っている。「私たちを誘導し、県民のすべてが戦闘に参加した」との立場から、戦災者のすべてに“軍命”のあるなしにかかわらず援護法に準じた補償を要求するものだ。

しかし実現への見通しは厳しい。厚生省援護課では「政府全体の問題」と前置きしながらも「国民全体が何らかの被害を受けており、これをすべて補償するのは不可能」と言い、「社会保障の改善」の方向でしか解決できないのではないかと言う。

新川さんらは「この経験を生かし、また日の当たらない人たちのために何かをしたい」と会を継続していく方針だが、「心の傷を一生持って生きてきた私たちは戦争の悲惨さをイヤというほど感じた。このような体験は地球上のどこでも私たちを最後にして欲しい」と語った言葉には重い響きがあった。

（社会部・嘉数武記者）

生年月日を推測し決められた戦傷病者もいるという。親類さえもわからず、被災場所も幼児の記憶のなかにないこのような人たちに、証言者を探すことは無理なことだ。

厚生省の援護課ではこのことに対して「今はただ申請をしてもらうしかない。その時点でしか可否は判断できない」と説明している。

また、今回の適用は「沖縄戦」に限られているが、同様に住民を巻き込んで地上戦が繰り広げられたサイパン、テニアンなど南洋群島での戦闘もあるが、厚生省は「検討」の方向だ。

一方、「六歳以下の援護法適用」とは別に、沖縄戦被災者補償の動きがある。「沖縄全県が戦場、県民のすべてが戦闘に参加した」との立場から、戦災者のすべてに“軍命”のあるなしにかかわらず援護法に準じた補償を要求するものだ。

しかし実現への見通しは厳しい。厚生省援護課では「政府全体の問題」と前置きしながらも「国民全体が何らかの被害を受けており、これをすべて補償するのは不可能」と言い、「社会保障の改善」の方向でしか解決できないのではないかと言う。

新川さんらは「この経験を生かし、また日の当たらない人たちのために何かをしたい」と会を継続していく方針だが、「心の傷を一生持って生きてきた私たちは戦争の悲惨さをイヤというほど感じた。このような体験は地球上のどこでも私たちを最後にして欲しい」と語った言葉には重い響きがあった。

（社会部・嘉数武記者）

初の援護業務巡回相談

県援護課は19日から来年1月27日までの日程で全県（25会場）で初の援護業務巡回相談を開く。これは、戦後36年が経過した今日でも、恩給法、援護法などの諸年金の請求権を持ちながら、まだその請求をしていない人がかなりいるとみられ、さらに、これまで援護法が適用されていなかった当時6歳以下だった戦傷病者や戦没者の遺族にも援護法が適用されるなど、法の改正に伴うもの。県、市町村は巡回相談により、これまで請求をしていなかった権利者を掘り起こし、完全救済を図りたいーとしている。

未請求者の掘り起しへ

恩給や遺族年金

19日から県下25会場で

2-1
イ
10.13

県援護課によると、援護法は施行されてからすでに二十九年を経過し、その間、四十回にわたる法改正が行われ、年金の増額、遺族範囲の拡大などにより、戦傷病者、戦没者遺族に対する援護の拡充が図られている。とくに、沖縄県の場合、その対象者は全国平均の約三倍に達する。しかし、これらの援護措置は請求手続きがわずらわしく、制度が十分に知られていないため、年金などを受ける権利がありながら、まだ請求していない人もかなりいると見られる。援護課は「本県は集団と化したため、戸籍や公的資料の焼失など、立証する援護資料が十分でなく、認定困難なケースもある。これについては厚生省と密接に連絡し、遺族援護の早期解決に努めたい」と話している。

県の調べによると、前年度に国から沖縄側に支払われた年金、恩給などの総額は約三百六十億円。また、ことし五月末現在、遺族年金、遺族給与を受けているのが一万千四百七十二件、障害年金が三千六百五十二件、戦傷病者の妻に対する特別給付金が二十三件。現行の援護法では障害年金が、障害の程度に応じ、年間で最低六十一万円から最高六百三十二万四千円、遺族年金、遺族給与金が各百二十三万六千円となっている。県援護課は「四十回にわたる援護法の改正で、当時六歳未満だった人へも適用され、また、障害の程度も適用が拡大された。時効や再申請についても、かなり緩和されているので積極的に県や市町村に相談してほしい」と呼びかけている。巡回相談は今月十九日の糸満市、東風平町（糸満市中央公民館）を皮切りに、来年一月まで全県二十五会場で開かれる。日程などの詳細は県援護課か市町村へ問い合わせることになっている。

1981年（昭和56年）10月13日沖縄タイムス

6歳未満児の戦没、障害 援護法適用

戸籍消失が壁に

肉親の死亡や記憶薄れが拍車

底辺の実態つかめず

対象者の戸籍復活で対応

沖縄戦で戦没あるいは障害を受けた六歳未満児に援護法が、適用されるようになって三年が経過したが、戸籍消失がかなりあり大きな壁になっている。戸籍の消失には悲惨な戦争体験の記憶をよみがえらすようなものを残したくない、と意識的に抹消したケース、あるいは戦争で消失した戸籍を再作成する時「すでにいないから」と抹消したものなどいろいろあるようだが、三十数年の歳月の流れて肉親の記憶喪失、死亡によって一層困難なものにしている。県や市町村でも実態はつかめないのが現状である。

援護法の適用によって六歳未満の戦没者、障害者についても関係者に障害年金、遺族給与金、弔慰金が支給されるようになったのが五十六年十月。

県では巡回相談を中心に市町村でも対象者の掘り起こしに努力している。その結果、昨年十二月末現在で障害年金四十九件、遺族給与金二十三百九十九件、弔慰金二十六百二十七件の五千七十五件を受理、そのうち厚生省に進達したのが三千七百二十九件、返戻四百二十五件、審査中九百二十一件となっている。

政府が昭和三十三～四年にかけて戦没者に弔慰金を支払うことになり、この時に県が調査した結果、六歳未満は五千八百四十六人だった。この人数は該当予定者名簿に記載されているため、法務局で戸籍の訂正ができる。また戸籍のない者も家庭裁判所で手続きをして戸籍の改正を進めている。これが数百件にのぼっている。

だが、戸籍の消失で手続きなどが行われていない例が、かなりあることがわかってきている。これは糸満市を中心とした南部など激戦地になった地域ほどひどいようだ。県援護課によると「六歳未満の戸籍消失は糸満市だけで九百件ほどあったが、そのうち四百五百件は戸籍整理している。残る五百件についても調べているが、子供の名前、童名さえ覚えていないことさえある」という。

こうしたケースは、他の激戦地などにもみられ、少なくとも一千件は超える、と関係者は推計している。社会が落ち着き、それに六歳未満の援護法が適用されたのが契機となり、肉親や親類の間で「幼かったから」といって戸籍から抹消していったのを復活させる動きが出ている。

同課では「六歳未満の援護法適用で最も大きな問題が戸籍消失。関係者、とくに肉親が県などの関係機関に足を運ばなければわからない。戸籍消失の分を掘り下げることができたら同援護業務はほとんど終わることになる」と話している。

1985年（昭和60年）1月27日沖縄タイムス

6歳未満の戦傷病者国家補償

サイパン、テニアンにも適用

戦闘の犠牲と認定

関係者「苦労実った」と喜ぶ

2-1
2.15
6.15

戦闘参加者として認められた六歳未満の戦傷病者への国家補償がサイパン、テニアンにも拡大されることになり、県内各市町村窓口で申請を受け付けている。この六歳未満の戦傷病者については、沖縄戦の場合は昭和五十六年十月から「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が適用され、平成元年二月現在で三千四十七件（人）に遺族給与金が支給されている。南洋群島帰還者会（宜野座朝憲会長）では「フィリピンは地上戦がなかったということで駄目だったが、サイパン、テニアンは沖縄戦並みの措置が講じられることになった。私たちの苦労がやっと実った」と喜んでいる。

沖縄戦はもとより、中国大陸や南洋群島では、軍人・軍属ばかりか一般住民まで直接戦闘に巻き込まれ、大きな犠牲を出した。このため、「援護法」では①関東軍の命令で敵と交戦し負傷、死亡した満州開拓団②サイパンなどの南洋諸島、戦場となった沖縄本島で日本軍の命令で軍事行動中に米軍の攻撃を受け負傷、死亡した人たち―を「戦闘参加者」とみなし、援護の対象としてきた。また、沖縄戦については、六歳未満の子供たちも「戦時下における特殊な社会情勢の下に、極力的に軍事行動に参加させられた」実態がある者に限って、援護措置が講じられている。

南洋群島での六歳未満の戦傷病者への「援護法」の適用については、県遺族連合会や南洋群島帰還者会が長年にわたり国、県に要請していた。特に、サイパン、テニアンには県出身者が多く、一週間―三週間の地上戦が展開され、六歳未満の子供たち千三百人前後が死亡したといわれている。

援護法による国家補償の対象になるのは親と行動をともにし①軍の陣地構築への徴用②軍命による食糧調達や水汲み負傷兵の手当て③軍の作戦によるこうの提供―などで犠牲になった子供たち。それらの行動経過を裏付けるような客観的事実、行動をともにした人たち（現認者）の立証―などがあれば適用される。しかし、栄養失調による死、病死は軍人軍属に準ずる公務的行為には該当しないという。

現在、サイパン、テニアンの戦傷病者認定申請を厚生省に提出しているのは五件（人）。認定するかどうか、裁定権は国が握っている。



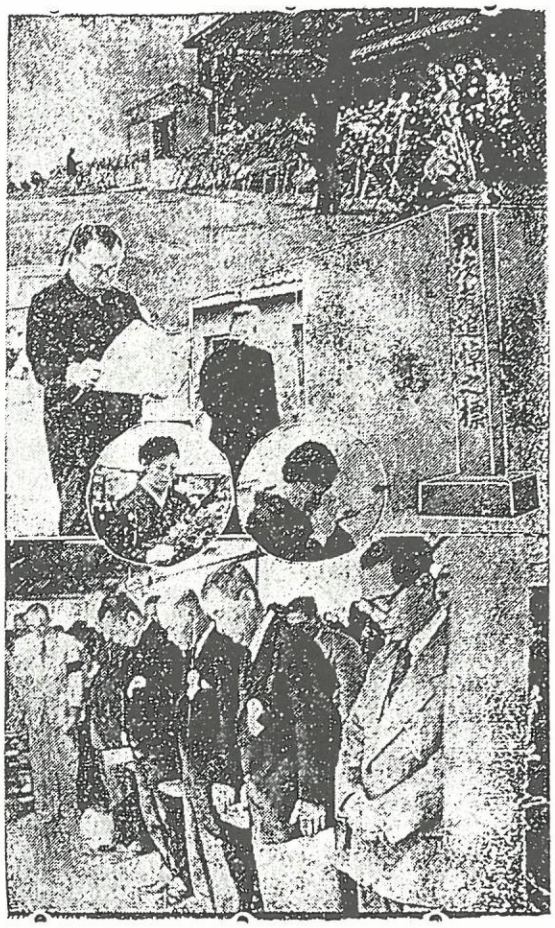
1989年（平成元年）6月15日琉球新報

2. 戦没者の慰霊

平和への祈り捧げ
戦没者追悼式厳に行

◇日韓水域から太平洋戦争と八年にわたる戦争で海に、山に、南海の孤島に散った琉球出身戦没者並びに沖縄
◇戦に於ける日米の戦没者等二十数万の霊を慰める「戦没者追悼式」は十九日午前九時五十分から首里古波
◇琉大広場で行われた。この日午前十時には全琉各市町村遺族代表、日本遺族会代表、政府高官、各界代表等
◇約二千の整列者が追悼の壇の前に静かに頭を垂れ、同時刻全琉各地でも住民の一人一人が各職場で家庭や街
◇頭で一斉に三〇秒間の黙とうを行い平和への強い祈りを捧げた

七年前の惨禍を物語る新緑の芝生から贈られた数十の花輪が追悼の壇に奉献の一に身をつつんだ故仲地中一が流れ九時五十分宮古民政副長官、上訴裁判所首席判事、日本政府代表、琉球遺家族代表（島袋金源氏）日本遺家族代表（年代に囲まれた式場中央には開口一間奥行き一間の式壇が設けられ白布に覆われた中央には木目一段下った右側に来賓席、中央も新たな一尺角の柱に「戦没者に遺家族席、左側に主催者側の追悼之標」と大書された七文字席が設けられてあり、午前九時が戦没者の英霊を招く様ほぼ定四十分続々押しかける遺族代表鮮かにしたゝめられ御霊には宮田首相、比嘉主席等各界代表か席、木村引揚援護庁長官を始め



写真説明
写真上から式場中央から首席の追悼の辞を代読する木村長官、式辞を述べる比嘉主席、円内故牛島夫人的太田夫人と下左とうの一瞬

法院裁長、上訴裁判所首席判事日本政府代表、琉球遺家族代表日本遺家族代表（三名）民政副長官代理、ルイス地将代理、全琉市町村長代理（比嘉秀徳氏）が献花を行い十時三十五分黙守の祭のしらべのうちに故名護官房長の弔式の辞で戦没初の追悼式の幕を閉じたが各遺族は会場を去ろうとはせず献花の列が長蛇の如くつづいていた

1952年（昭和27年）8月21日琉球新報

戦没学童五千余の霊をまつる

小櫻の塔盛大な除幕式

鯉のぼりに涙も新た

▽…塔の除幕式はきょう午前十一時から那覇市波上護国寺境内で厳しゆくに執り行われた。塔の両側には除幕式参列のため来島中の「すずしろ子供会」会長河合理　愛知県会議員すずしろ子供会顧問松浦浅吉両氏斎場の歴のほりが、学童五千有余の魂を慰めるかのように風を受け一ぱいはらんで夏空を泳ぎ塔の両側には琉球政府主席、南遣那覇所長、立法院議長、沖縄県議会、沖縄仏教会、那覇市長、那覇区教育委員会、学童遺族会等の花環が飾され。

すずしろ子供会々長や政府主席代理沖縄仏教会長の挨拶で除幕式を終り、引続き沖縄戦没学徒慰霊祭が執行され、平良辰雄立法院議長、南遣那覇所長、当間教職員会長、当間那覇市長、その他米民政府各局長、那覇市小中校長並に折から来日の行楽で波上周辺に行楽の人たち五百余名が護国寺境内を埋めつくし仏教式は沖縄仏教会員大衆多数の読仏読経の中を午後零時二分によって小校の塔にかかげられた幕が落され、関係、法要、読経、による除幕式、慰霊祭が厳粛裡に終了、那覇市民大会、那覇市教育委員会からの弔辞、平良立法院議長、当間那覇市長、ほか関係者の焼香、那覇市の復興と平和を誓う決議文の朗読、那覇市民の黙とうと続いた。

▽…塔の両側には除幕式参列のため来島中の「すずしろ子供会」会長河合理　愛知県会議員すずしろ子供会顧問松浦浅吉両氏斎場の歴のほりが、学童五千有余の魂を慰めるかのように風を受け一ぱいはらんで夏空を泳ぎ塔の両側には琉球政府主席、南遣那覇所長、立法院議長、沖縄県議会、沖縄仏教会、那覇市長、那覇区教育委員会、学童遺族会等の花環が飾され。

▽…塔の除幕式はきょう午前十一時から那覇市波上護国寺境内で厳しゆくに執り行われた。

原沖縄仏教会長の挨拶で除幕式を終り、引続き沖縄戦没学徒慰霊祭が執行され、平良辰雄立法院議長、当間那覇市長、その他米民政府各局長、那覇市小中校長並に折から来日の行楽で波上周辺に行楽の人たち五百余名が護国寺境内を埋めつくし仏教式は沖縄仏教会員大衆多数の読仏読経の中を午後零時二分によって小校の塔にかかげられた幕が落され、関係、法要、読経、による除幕式、慰霊祭が厳粛裡に終了、那覇市民大会、那覇市教育委員会からの弔辞、平良立法院議長、当間那覇市長、ほか関係者の焼香、那覇市の復興と平和を誓う決議文の朗読、那覇市民の黙とうと続いた。

く寄贈に花と飾りつつ過ぎ行けりる人たちの新たな涙をさそい遺族焼香の後、仏教会員の読仏読経年はめぐれど帰りこぬおさなき顔の眼には見ゆ」に吉屋愛子さんが唱が終つて閉会した。感激の作曲をした歌の歌唱、折か

（写真は護国寺境内で行われた小桜の塔除幕式）

1954年（昭和29年）5月5日琉球新報